

「三重の木」規格基準 改正後

区分	材種	品質基準			寸法基準				乾燥基準			
構造用製材	【甲種】 ・土台 ・大引 ・梁、桁 ・胴差 ・母屋 ・棟木 ・小屋梁 ・たいこ梁	区分	基準	備考	単位:mm				【人工乾燥処理材】 含水率 (仕上げ材) 20%以下であること。 (未仕上げ材) 25%以下であること。 【天然乾燥処理材】 含水率 30%以下であること。			
		節	狭い材面	径比が40%以下であること。	JAS2級同等	区分	表示された寸法と測定した寸法との差					
			広い材面	材縁部			径比が25%以下であること。	人工乾燥処理を施したもの		仕上げ材	75未満	+ 1.5
				中央部		径比が40%以下であること。	75以上				+ 2.0	- 0
			円柱類の材面			径比が35%以下であること。	未仕上げ材			75未満	+ 1.5	- 0
		集中節	狭い材面	径比が60%以下であること。		75以上 105未満				+ 2.0	- 0	
			広い材面	材縁部		径比が40%以下であること。		人工乾燥処理を施していないもの		75未満	+ 2.0	- 0
				中央部		径比が60%以下であること。	75以上 105未満			+ 3.0	- 0	
		円柱類の材面	径比が53%以下であること。	105以上		+ 5.0	- 0					
		丸身	20%以下であること。			材長	+ 制限なし - 0					
		貫通割れ	木口	木口の長辺の寸法の1.5倍以下であること。		JAS2級同等						
			材面	材長の1/6以下であること。								
		目まわり	木口の短辺の寸法の1/2以下であること。									
		繊維走行の傾斜比	1:8以下であること。									
		平均年輪幅	8mm以下であること。									
	腐朽	1 程度の軽い腐れ(腐れ部分が軟らかくならないものをいう。以下同じ。)の存する材面の面積の10%以下であること。										
		2 程度の重い腐れ(腐れ部分が軟らかくならないものをいう。以下同じ)がない										
		3 土台用にあつては、腐れがないこと。										
	曲がり	0.5%以下であること。ただし、仕上げ材にあつては、0.2%以下であること。										
	虫穴	顕著でないこと。										
狂い及びその他の欠点	顕著でないこと。											
(注) 上表の節・集中節の径比の基準は、甲種構造用Ⅱ(木口の短辺が36mm以上で、かつ、木口の長辺が90mm以上のもの)に適用するもので、甲種構造用Ⅰ(木口の短辺が36mm未満のもの、及び木口の短辺が36mm以上で、かつ、木口の長辺が90mm未満のもの)については、狭い材面を適用する。												
【乙種】 ・通し柱 ・管柱 ・間柱	区分	基準	備考	単位:mm				【人工乾燥処理材】 含水率 (仕上げ材) 20%以下であること。 (未仕上げ材) 25%以下であること。 【天然乾燥処理材】 含水率 30%以下であること。				
	節	径比が40%以下であること。ただし、円柱類にあつては、径比が35%以下であること。		JAS2級同等	区分		表示された寸法と測定した寸法との差					
		集中節	径比が60%以下であること。ただし、円柱類にあつては、径比が53%以下であること。				人工乾燥処理を施したもの		仕上げ材	75未満	+ 1.5	- 0
	丸身		20%以下であること。		未仕上げ材	75以上				+ 2.0	- 0	
		貫通割れ	木口			木口の長辺の寸法の1.5倍以下であること。			75未満	+ 1.5	- 0	
			材面			材長の1/6以下であること。			75以上 105未満	+ 2.0	- 0	
	目まわり	木口の短辺の寸法の1/2以下であること。			人工乾燥処理を施していないもの	105以上	+ 5.0		- 0			
	繊維走行の傾斜比	1:8以下であること。										
	平均年輪幅	8mm以下であること。										
	腐朽	1 程度の軽い腐れの存する材面の面積の10%以下であること。										
		2 程度の重い腐れがないこと。										
	曲がり	0.5%以下であること。ただし、仕上げ材にあつては、0.2%以下であること。										
	虫穴	顕著でないこと。										
	狂い及びその他の欠点	顕著でないこと。										
	材長 + 制限なし - 0											

区分	材種	品質基準			寸法基準				乾燥基準		
造作用製材	・敷居 ・鴨居 ・壁等	区分	基準	備考	単位:mm				含水率 (仕上げ材) 18%以下であること。 (未仕上げ材) 18%以下であること。 (天然乾燥処理) 30%以下であること。		
		節	死に節、抜け節は埋木補修、節割れはバテ等で補修してあること。	「三重の木」基準	区分	表示された寸法と測定した寸法との差					
		丸身	ないこと。	JAS上小節同等	木口の短辺及び木口の長辺	仕上げ材	75未満	+ 1.0		- 0	
		貫通割れ	木口				木口の長辺の寸法以下であること。	75以上		+ 1.5	- 0
			材面			ないこと。	未仕上げ材	75未満		+ 2.0	- 0
		材面の短小割れ	割れの長さの合計が材長の10%以下であること。			75以上 105未満		+ 3.0		- 0	
			曲がり			木口の短辺及び木口の長辺が75mm以下のもの、又は木口の長辺が75mmを超え、かつ、木口の短辺が30mm以下のもの	1.0%以下であること。	105以上		+ 5.0	- 0
		上記以外の寸法のもの				0.4%以下であること。	人工乾燥処理を施していないもの			+ 制限なし	- 0
		そり又はねじれ	軽微であること。			材長		+ 制限なし		- 0	
		欠け、きず、穴、入り皮及びやにつぼ	極めて軽微であること。								
変色、あて、かびその他の欠点	軽微であること。										
下地用製材	・野地板 ・垂木 ・胴縁等	区分	基準			備考	単位:mm				含水率 (仕上げ材) 20%以下であること。 (未仕上げ材) 20%以下であること。 (天然乾燥処理) 30%以下であること。
		節(材面における欠け、きず及び穴を含む)	径比が60%以下であること。	JAS2級同等	木口の短辺及び木口の長辺	仕上げ材	75未満	+ 1.0	- 0		
		丸身	50%以下であること。				75以上	+ 1.5	- 0		
		貫通割れ	木口			木口の長辺の2.0倍以下であること。	未仕上げ材	75未満	+ 2.0	- 0	
			材面			材長の1/3以下であること。		75以上	+ 3.0	- 0	
		曲がり	木口の短辺及び木口の長辺が75mm以下のもの、又は木口の長辺が75mmを超え、かつ、木口の短辺が30mm以下のもの			1.5%以下であること。	人工乾燥処理を施していないもの		+ 制限なし	- 0	
			上記以外の寸法のもの			1.0%以下であること。	材長		+ 制限なし		
		そり又はねじれ	顕著でないこと。								
		虫穴	顕著でないこと。								
		腐朽、変色、入り皮、やにつぼ、かび、あてその他の欠点	顕著でないこと。								
フローリング	単層フローリング	区分	基準			単位:mm				含水率 (仕上げ材) 15%以下であること。	
		フローリングの日本農林規格を基準とする。			区分	表示された寸法と測定した寸法との差					
集成材	化粧ばり構造用集成材 構造用集成材(注)③	集成材の日本農林規格が定める基準に準拠すること。			集成材の日本農林規格が定める基準に準拠すること。				集成材の日本農林規格が定める基準に準拠すること。		
		集成材の日本農林規格が定める基準に準拠すること。			集成材の日本農林規格が定める基準に準拠すること。						
合板	構造用合板(注)④	合板の日本農林規格が定める基準に準拠すること。			合板の日本農林規格が定める基準に準拠すること。				合板の日本農林規格が定める基準に準拠すること。		

(注) ①各基準の測定方法は、各材種の日本農林規格に準拠のものとする。  
 ②含水率は、原則、(財)日本住宅・木材技術センター認定の含水率計を用いて測定するものとする(集成材は除く)。  
 ③梁、桁、胴差し、小屋梁として使用するものについては、県産材ラミナの利用率が50%以上の異樹種使用の複合製品も「三重の木」の対象とする。  
 ④構造用合板には、100%県産材を使用する。